



【問い合わせ】
総務部人事課
☎ 0220 (22) 2145

市民のニーズに対応できる行政組織機構に
市では行政サービスの効率的な提供に努めるため、市民の皆さんへのサービスを確保しつつ組織のスリム化を目指しています。
今回、市民皆さんのニーズに柔軟で機動的かつ効率的な組織体制を構築するため、6月1日付けで本庁および総合支所の組織を見直しました。
(本来4月1日付けで実施予定でしたが、東日本大震災の発生に伴い、実施を延期しました)

組織機構改革

本庁および総合支所組織を見直し
さらなる行政サービスの向上へ

1 市長部局

	事業調整、行政改革の進行管理、市民協働、まちづくりなどについて連携および効率的な事業運営を図るため「企画振興課」、「市民活動支援課」、「行政改革推進課」を再編しました。
企画部	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">【現行】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">企画振興課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">市民活動支援課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">行政改革推進課</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">【改編後】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">企画政策課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">市民活動支援課</div> </div>
産業経済部	<p>行政需要に対応するため、「農村戦略推進室」を廃止し「農林政策課」に統合しました。また、個別所得補償制度に対応するため農産園芸畜産課に水田農業推進係を設置。企業誘致と企業支援を一体的に行うため商工観光課の工業振興部門の一部を新産業対策室へ移管しました。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">【現行】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">農村戦略推進室</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">【改編後】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">農林政策課</div> </div>
建設部	<p>都市計画・都市整備部門、住宅整備・住宅管理部門、公共建築物の設計・施工管理など一体的に行うため「建築住宅課」と「都市計画課」を統合しました。日根牛地区整備対策室は、宅地造成事業の完了に伴い廃止し、宅地販売業務などは住宅都市整備課で行います。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">【現行】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">建設住宅課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">都市計画課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">日根牛地区整備対策室</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">【改編後】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">住宅都市整備課</div> </div>

2 総合支所

	平成18年9月以降、2課制で業務を行っていましたが、連携した業務を執行するため「地域生活課」と「市民福祉課」を統合しました。
総合支所	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">【現行】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域生活課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">市民福祉課</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">【改編後】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">市民課</div> </div>

南方総合支所の健康づくり業務は、市民生活部健康推進課で行います。
中田総合支所の産業建設部門の業務は、産業経済部および建設部で行います。

東日本大震災義援金の申請を受け付けています

東日本大震災で被災された市民の皆さまに、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。
市では、全国から寄せられた義援金を被災された市民の皆さまに配分するため、現在、義援金の申請を受け付けています。
申請がお済みでない人は、お早めに申請をお願いいたします。
なお、今回の義援金の額は、下記のとおり、県の1次配分の額に登米市の額を加えたものであり、義援金の対象者は、県の内容に準じたものとなっています。

◆義援金の種類と配分基準額

義援金の種類	義援金の対象	計			申請者
		宮城県義援金	登米市義援金		
人的被害への義援金	死亡された人のご遺族 行方不明者のご家族	被災者1人 当たり35万円	被災者1人 当たり10万円	被災者1人 当たり45万円	【申請者となる順位】 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
住宅被害への義援金	居住していた住宅が 全壊した世帯	被災者1世帯 当たり35万円	被災者1世帯 当たり10万円	被災者1世帯 当たり45万円	被災時の世帯主
	居住していた住宅が 大規模半壊または 半壊した世帯	被災者1世帯 当たり18万円	被災者1世帯 当たり5万円	被災者1世帯 当たり23万円	被災時の世帯主

【申請に必要なもの】

- ◆本人確認できる運転免許証、健康保険証など
- ◆り災証明書（写し可）※り災証明書の再発行については、お近くの総合支所にご相談ください。
- ◆印鑑
- ◆預金通帳

【受付時間】 平日午前8時30分から午後5時15分まで

【受付場所および問い合わせ】

市民生活部市民生活課 ☎ 0220 (58) 2118 または各総合支所市民課

災害応援協定を締結

兵庫県4市町と連携し女川町・南三陸町へ支援

東日本大震災に係る災害応援活動に関する協定



協定書調印式に出席した8市町の首長ならびに代表者

東日本大震災で、壊滅的な被害を受け自治体機能を失った女川町、南三陸町に対し、阪神淡路大震災を経験した兵庫県阪神支援チーム（西宮市、宝塚市、川西市、猪名川町）と登米・栗原両市が協力し復興への支援を行う「東日本大震災に係る災害応援活動に関する協定」の締結式が5月21日、迫庁舎で行われました。
締結式には、登米・栗原両市長を始め、兵庫県阪神支援チームの各副市長、女川町、南三陸町の両町長が出席し、早期復興への協力を誓い合いました。
この協定は、南三陸町などに職員を派遣してきた兵庫県阪神支援チームが支援を長期継続することに伴い、近隣の登米・栗原両市が活動の各種支援を行うものです。
これを受け登米市では、現在の沿岸部への支援活動を継続しつつ、被災自治体の要請に応じ、阪神支援チーム4市町と被災地の連絡調整や、派遣職員の宿舎の提供など、支援活動を行います。